

安全報告書

2015



 養老鉄道株式会社

目 次

1. お客さまをはじめ地域のみなさまへ	1
2. 安全方針（輸送の安全確保に関する基本的な考え方）	2
3. 安全重点施策	2
4. 平成26年度の事故等の発生状況	3
5. 安全確保のための具体的な取組み	
(1) 経営トップによる職場巡視	3
(2) 「事故の芽」情報の活用	4
(3) 内部監査の実施	4
(4) 係員の教育訓練	5
(5) 緊急時対応訓練	5
(6) 新型ATS装置の設置	6
(7) 設備の管理	6
6. 安全管理体制	
(1) 安全管理組織	7
(2) 各管理者の役割	7
7. お客さまや地域の皆さまとの連携とお願い	
(1) 車内でのお願い	8
(2) 踏切でのお願い	9
(3) こども110番の駅	9
(4) 駅舎におけるいたずら防止のお願い	9
(5) 「お客さまの声」を受けて	10
8. 安全報告書へのご意見に対する連絡先	10

1. お客さまをはじめ地域の皆さまへ

いつも養老鉄道をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は平成19年10月の営業開始以来、会社方針である「安全輸送の完遂」を第一に、お客さま、地域の皆さま、また関係者の皆さまの温かいご支援をいただきながら地域密着の公共交通として走り続けてまいりました。また、日頃は沿線自治体をはじめ地域の有志団体の皆さま、沿線の事業者・各種学校の皆さまから、イベントの開催などによるご利用促進やボランティア活動による駅の美化など、養老線活性化のために様々なご支援を賜り、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、安全輸送につきましては、現在、より安全性の高い新型ATISの整備を進めております。社員一丸となって安全輸送を完遂し、皆さまに信頼される交通機関として地域社会に貢献していきたいと存じます。

この安全報告書は、鉄道事業法第19条に基づき、お客さまに安心して目的地までご乗車いただくための取組みや実態を皆さまに広く紹介するために作成し、公表するものでございます。

今後の安全輸送の維持、さらにはその充実を図るためにも、皆さまから率直なご意見・ご感想をお聞かせいただければ幸いです。

平成27年9月

養老鉄道株式会社

代表取締役社長 都司 尚



2. 安全方針（輸送の安全確保に関する基本的な考え方）

当社では、お客さまや地域の皆さまの安全・安心を確保し、信頼される企業として社会の発展に貢献するため、法令を遵守し事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、鉄道施設、車両および社員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針、その他事業活動に関する基本的な方針を次のように定め、全社員に周知・徹底しております。「運転安全規範綱領」に則り、みんなで協力して安全レベルのさらなる向上を目指します。

～運転安全規範綱領～

1. 安全の確保は、輸送の生命である。
2. 規程の遵守は、安全の基礎である。
3. 勤務の厳正は、安全の要件である。

安全方針

- (1) 事業活動においては、お客さまの安全確保を第一に考えます。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- (3) 安全確保のため、日頃から危険要素の排除に努めます。
- (4) 常に安全意識を高く持ち、社会の変化に対応しつつ確固とした体制をめざします。
- (5) 万が一事故・災害が発生した場合には、お客さまの救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げます。
- (6) 安全に関する教育、訓練、研修等を適時適切に実施いたします。

3. 安全重点施策

(1) 安全目標

安全方針に基づき、お客さまの安全を最優先とするため、

- ・当社責任によるお客さまの死傷事故を発生させない。
- ・鉄道運転事故、インシデントを発生させない。

を目標として努力いたします。

(2) 取組計画

安全目標を達成するため、以下の取組みを実行いたします。

①「事故の芽」情報に基づく事故防止対策の推進

- ・ヒヤリ・ハット、社員の気づきを活用した対策の実施

②教育の充実

- ・社員の役割に応じた安全教育の充実
- ・知識、技能向上のための訓練内容の充実
- ・他社事例を活用した「他山の石」教育の充実
- ・法令や企業倫理に関する教育の充実

③異例事態に対応する体制の見直し

- ・ 異例事態を想定した訓練の充実
- ・ 大規模災害への備えと見直し
- ④安全投資の推進
 - ・ トランスポンダ式 A T S ・ 運転情報記録装置の整備推進

4. 平成26年度の事故等の発生状況

- (1) 鉄道運転事故 【ありませんでした。】
- (2) 輸送障害（30分以上の遅延や運休） 【6件】
 - ・ 平成26年 7月19日 降雨量による運転休止
 - ・ 平成26年 7月26日 爆破予告による運転休止
 - ・ 平成26年 8月17日 降雨量による運転休止
 - ・ 平成26年 9月 6日 降雨量による運転休止
 - ・ 平成26年10月 6日 台風18号の影響による運転休止
 - ・ 平成26年10月13日 台風19号の影響による運転休止
- (3) インシデント（鉄道事故等が発生する恐れのある事態） 【ありませんでした。】
- (4) 行政指導等 【ありませんでした。】

5. 安全確保のための具体的な取組み

(1) 経営トップによる職場巡視

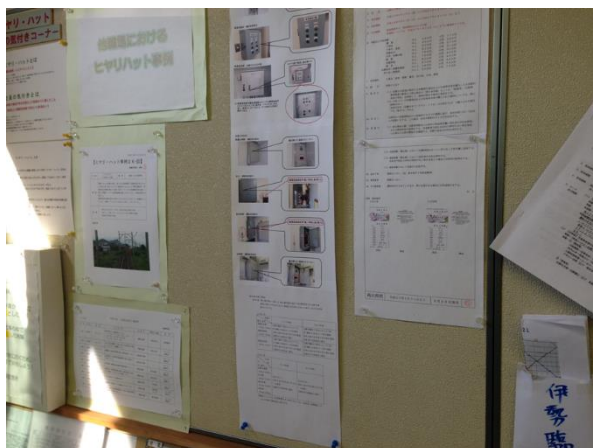
経営トップである社長をはじめ、輸送の安全確保に関する業務を統括する安全統括管理者（鉄道営業部長）および管理職は、積極的に現業職場を巡視し、現場の安全に対する取組状況を確認するとともに、係員との意見交換を行い、安全管理の確認を行っています。



安全統括管理者による現業職場巡視

(2) 「事故の芽」情報の活用

社の内外を問わず実際に発生した事故の原因調査や再発防止対策の樹立のほか、事故につながる恐れのあるインシデントや輸送障害の原因・対策を情報共有するとともに、社員が体験した「運行安全ヒヤリ・ハット」や「社員の気付き」などを集める仕組みを導入し、「事故の芽」の抽出に努めています。さらに、抽出した「事故の芽」情報を資料化し、教育教材として使用することで事故の発生防止に努めています。



ヒヤリ・ハット事例の拡大掲示による教育

(3) 内部監査の実施

当社では、「安全管理規程」に基づき、安全管理体制の実施状況を確認するため、毎年1回内部監査を実施しています。平成26年度は平成27年1月16日に実施し、適正であることを確認しております。今後もPDCAサイクルを機能させて継続的な安全性の向上を図ってまいります。



「安全管理規程」に基づく内部監査の様子

(4) 係員の教育訓練

年間指導計画に基づき、知識・技能の維持向上を図るため、乗務員および駅係員を対象に毎月教育訓練を実施しています。

特に運転士については、監督者による添乗指導に努め、事故防止の基本である基本動作の励行と運転技能の向上を図っています。



添乗指導の様子

(5) 緊急時対応訓練

当社の監督者および乗務員、駅係員のほか、第三種鉄道事業者である近畿日本鉄道株式会社の施設・車両部門社員と合同で、地震発生による列車脱線および列車火災発生時の対応訓練を実施しました。(平成27年3月4日実施)



訓練の様子

(6) 新型 A T S 装置の設置

養老線の第三種鉄道事業者である近畿日本鉄道株式会社と連携して、より安全性の高い新型 A T S の設置を進めており、平成 2 6 年 6 月より運用開始しています。

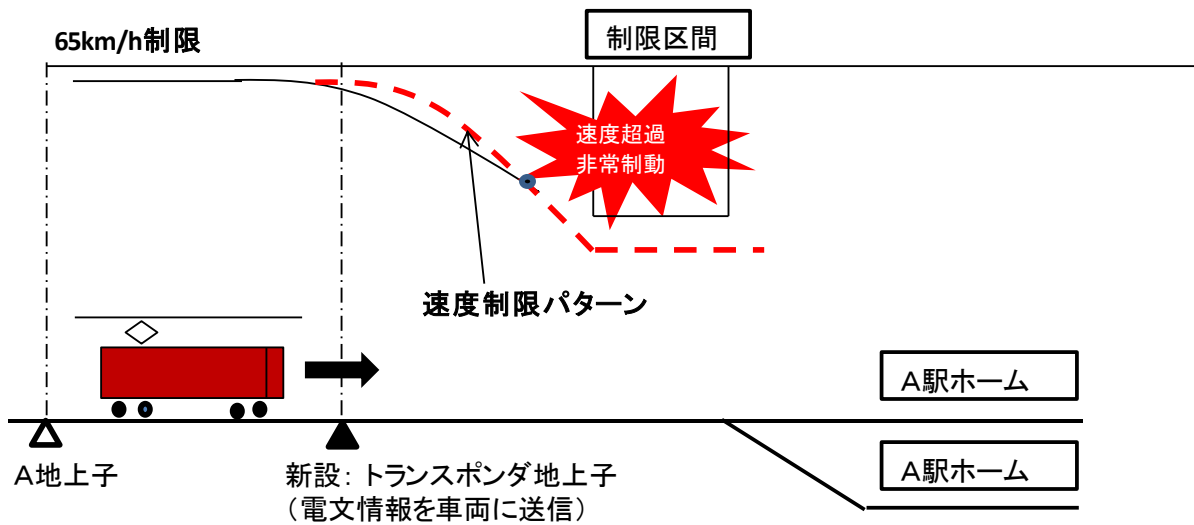


新型 A T S 車上子



トランスポンダ地上子

曲線および分岐等の速度制限区間に進入しようとする列車に、地上子から速度制限情報を車上装置に送信し、列車の速度を監視します。列車の速度が速度制限パターンを超えると、直ちに非常制動が自動的に動作し、速度制限区間に進入する時には、所定の速度以下に列車を減速させます。



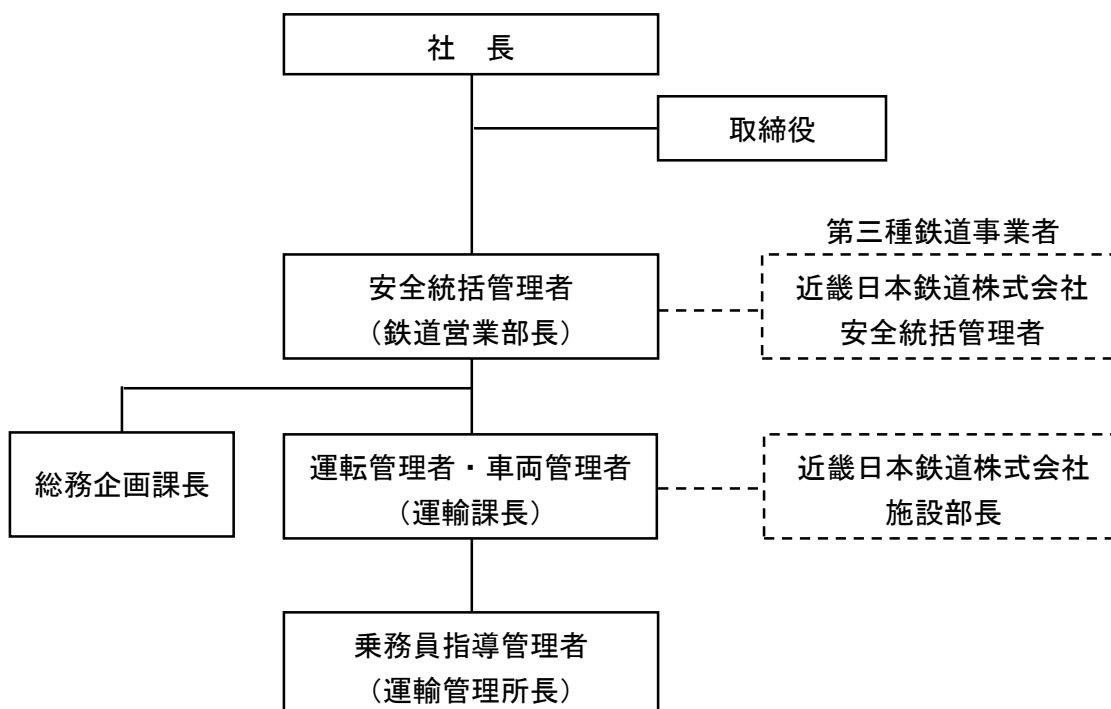
(7) 設備の管理

線路、駅舎、踏切等に関しては、第三種鉄道事業者である近畿日本鉄道株式会社での公表となります。

6. 安全管理体制

当社の「安全管理規程」に基づき、社長をトップとする安全管理組織を構築・運用しています。この組織体制の中で、安全統括管理者、運転管理者、その他管理者等が、それぞれの責務を明確にしたうえで、安全確保のための役割を担っています。

(1) 安全管理組織



(2) 各管理者の役割

役 職	役 割
社 長	輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 (鉄道営業部長)	輸送の安全確保に関する業務を統括する。
運転管理者 (運輸課長)	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。
乗務員指導管理者 (運輸管理所长)	運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
車両管理者 (運輸課長)	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。
総務企画課長	安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に必要な投資および要員に関する事項を統括する。

7. お客さまや地域の皆さまとの連携とお願い

(1) 車内でのお願い

- ①電車は、やむをえず急停車することがあります。座席にお座りになるか、手すり・つり革におつかまりください。
- ②駅係員のいない駅からご乗車される際は、駅備付の乗車票発行機から乗車票をお取りください。
- ③駅係員のいない駅でお降りの際は、乗車券を駅改札口備付の乗車券箱のお入れください。乗車券をお持ちでない方は、一番前の運賃箱で精算願います。
- ④危険品の車内持ち込みは固く禁じられています。駅や車内で不審な荷物を見かけられたときは、すぐに駅係員、乗務員にお知らせください。
- ⑤各車両に車内非常通報装置を設置しています。車内で異常を発見したときは、非常通報ボタンを押すと乗務員に異常を知らせることができます。



車内非常通報装置

- ⑥各車両には優先座席を設けております。身体の不自由なお客さま、ご高齢や妊娠されているお客さまなどに席をお譲りくださりますようご協力をお願いいたします。
- ⑦当社では、持ち込み料無料で車内に自転車をお持ち込みいただける「サイクルトレイン」を実施しています。車内では絶対に自転車に乗らないよう、また自転車が倒れないよう手で支えてください。
(対象となる列車や注意事項等の詳しい情報は、当社ホームページをご覧ください。)



サイクルトレイン

(2) 踏切でのお願い

- ①警報機が鳴り始めたら、踏切道内に入らないでください。
- ②踏切にはさまざまな交通規制があり、自動車が通行できない踏切もあります。交通規制を無視した無理な通行は絶対にお止めください。
- ③踏切道内において、車が停止している等、異常を発見したときは、警報機付近にある非常ボタンを強く押してください。異常を列車に知らせるシステムになっています。(一部の踏切道を除く。)



押ボタン式踏切支障報知装置

(3) こども110番の駅

大垣駅では、「こども110番の駅」として地域の子どもたちを守るための取組みを行っております。子どもが助けを求めてきたときは、社員が保護し警察に通報するなどの対応をいたします。その他の駅員が配置されている駅でも同じように対応いたします。



(4) 駅舎におけるいたずら防止のお願い

当社沿線の駅では、待合室のガラスが割られるなど、駅設備を破壊する等の悪質ないたずらが発生しています。このようないたずらは、ご利用いただくお客さまへのご迷惑となるばかりでなく、ときには列車の運行に多大な影響を与えるおそれがあります。このような行為を見かけられたときは、当社または警察への連絡をお願いいたします。

(5) 「お客さまの声」を受けて

当社では、ご利用のお客さまや沿線自治体等からのご意見やご要望を受け、できる限り改善できるよう努めております。また、災害や事故等により列車運行に多大な影響が生じる場合は、当社ホームページでご案内いたします。

今後も、お客さまのご意見・ご要望等を経営に反映させ、安全の確保に努めてまいります。

8. 安全報告書へのご意見に対する連絡先

安全報告書へのご意見、当社の安全への取組みに対するご意見をお寄せください。

【連絡先】 養老鉄道株式会社 鉄道営業部 総務企画課

〒503-0973 岐阜県大垣市木戸町910番地

TEL 0584-78-3400 FAX 0584-78-3499

月～金（祝日を除く） 9：00～18：00

養老鉄道の時刻、運賃、サイクルトレイン等の情報はホームページをご覧ください。

養老鉄道ホームページ <http://www.yororailway.co.jp/>